

千葉県医療的ケア児等支援センターについて

1 設置の目的

医療的ケア児等の日常生活・社会生活を社会全体で支援し、個々の医療的ケア児等の状況に応じ、切れ目なく支援していくため、医療的ケア児等及びその家族からの相談に応じ、適切な助言や情報提供等を行う支援センターを県内に1箇所設置する。

2 事業内容

医療的ケア児等支援センターでは、地域の医療的ケア児等を支援するため、次の事業を実施する。

(1) 医療的ケア児等及びその家族等に対する相談支援

ア 医療的ケア児等やその家族等からの相談に応じ、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ、適切な情報の提供及び助言その他の支援を行う。

イ 医療的ケア児等に対する相談支援は、来所又は訪問による面談のほか、電話又はインターネット等の情報通信機器を用いた相談などを実施することとし、地域の医療的ケア児等のニーズや、相談内容に応じて弾力的な対応を図るものとする。

※ 令和4年7月1日までに事業開始予定

(2) 医療的ケア児等を支援する人材の育成

ア 在宅生活支援及び通所支援事業所等における専門職等の人材育成

医療的ケアに対応可能な支援者として、訪問看護師や機能訓練担当職員等の医療及び福祉専門職のほか、医療的ケア児等の短期入所先の指定を受けた（又は受ける予定の）老人保健施設の看護師を対象とした実践研修、保育士や児童指導員等を対象とした医療的ケア児に対する知識や理解を深める研修を実施する。

イ 医療的ケア児等コーディネーターの育成等

地域で適切に支援を行える人材の育成や資質向上を図るための研修を実施する。

(3) 地域における連携体制の構築に関する情報提供・助言等

ア 県内市町村が行う次の項目について情報提供や助言等の支援を行う。

(ア) 医療的ケア児等コーディネーターの配置など、地域における支援体制づくり

(イ) 医療的ケア児等協議の場の設置促進・活性化

(ウ) 医療的ケア児等実態調査

(エ) 災害発生時の避難計画の作成

(オ) その他医療的ケア児等への必要な支援

イ 地域の支援体制や課題についての情報交換や症例検討を行うため、医療的ケア児等コーディネーター連携会議を開催する。

ウ 関係機関や地域のコーディネーター等からの調整困難事例への助言等を行う。

(4) 広報・啓発資料の作成

医療的ケア児等とその家族向けに地域の活用可能な資源や関係機関等の情報を取りまとめ、インターネット等を活用した情報提供を行う。